○定年退職者等の再任用に関する規則

平成１８年１２月２７日

規則第１０号

（趣旨）

第１条　この規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２８条の４第１項に規定する定年退職者等（次条第２項において「定年退職者等」という。）の再任用（法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用することをいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条　再任用を行うに当たっては、法第１３条に定める平等取扱の原則、法第１５条に定める任用の根本基準及び法第６条第１項の規定に違反してはならない。

２　定年退職者等が法第５２条第１項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第５６条に規定する事由を理由として再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。

（辞令の交付）

第３条　組合長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に辞令を交付しなければならない。ただし、第４号に該当する場合において、辞令の交付によらないことを適当と認めるときは、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

（１）　再任用を行う場合

（２）　再任用の任期を更新する場合

（３）　再任用をされた職員が異動し、任期の定めのない職員となった場合

（４）　再任用の任期の満了により職員が当然退職する場合

附　則

この規則は、平成１９年１月１日から施行する。